

全
80
講座

ハロー市役所 を出前します

※申し込みは、
各講座の担当課まで

元気講座

区分	講座名	担当課・連絡先
市政	市政PR講座	秘書広報課 ☎23-2472
	都城市の財政について	財政課 ☎23-2113
	都城市の行革について	行政改革課 ☎23-7161
	地方自治制度について	総務課 ☎23-2117
	情報公開とプライバシー保護	
	行政手続き制度について	選挙管理委員会 ☎23-7864
	選挙の仕組みについて	
	市県民税について	市民税課 ☎23-2123
	固定資産税についての豆知識	資産税課 ☎23-2124
	国民健康保険・後期高齢者医療制度について	保険年金課 ☎23-2127
	国民年金制度について	
	市民課窓口業務講座	市民課 ☎23-2128
	みんなでささえる介護保険	介護保険課 ☎23-2114
福祉	障がい者福祉サービスについて	福祉課 ☎23-2980
	地域福祉活動について	
	心の健康	
	自殺予防について	
	児童福祉サービスについて	こども課 ☎23-2684
母子・寡婦福祉サービスについて	保育課 ☎23-4894	
健康	予防接種について	こども課 ☎23-2684
	健康管理① 食育編	
	健康管理② 妊婦編	
	健康管理③ 乳幼児編	健康課 ☎23-2765
	健康管理④ 成人編(1)	
	健康管理⑤ 成人編(2)	介護保険課 ☎23-2114
	健康管理⑥ 高齢者編(1)	
	健康管理⑦ 高齢者編(2)	健康課 ☎23-2765
	健康管理⑧ 食生活編	
	認知症講座	
環境	環境学習会	環境業務課 ☎24-5560
	都城市の河川について	環境政策課 ☎23-2130
	都城市の公害苦情について	
	都城市の地下水について	森林保全課 ☎23-2152
	上水道の話	水道局工務課 ☎23-4270
	よりよい水環境をめざして	下水道課 ☎23-5921
産業	清掃工場ってどんなところ?	清掃工場 ☎23-0277
	都城市の企業誘致について	工業振興課 ☎23-2753
	都城市の地場産業について	
	都城市の工業について	商業観光課 ☎23-2983
	中心市街地の活性化	
都城市の観光・イベント		
都城市の農業	農政課 ☎23-2768	

区分	講座名	担当課・連絡先
都市計画	都城志布志道路について	都市計画課 ☎23-2762
	まち学習① 都市計画 マスタープラン	
	まち学習② 景観まちづくり	
教育	まち学習③ 地区計画	学校教育課 ☎23-9544
	いじめ、不登校は みんなで解決!	
	青少年の非行と防止に ついて	生涯学習課 ☎23-9545
	家庭教育(親の役割)	
	乳幼児期のしつけの重要性	
	子どものときから コミュニケーション	
	お母さん、もっと聞き上手に	
	親がかわれば子もかわる	
	絵本と子育て	
	6歳までの「簡単な習慣」が 子育ての決め手!	
	思春期における子どもの 心理と行動	
今、PTAが楽しい		
高齢者よ、今が旬		
子どもの夢を育む子ども会		
生涯学習について	生活文化課 ☎23-2121	
男女共同参画社会の 実現に向けて		
人権	人権感覚を磨こう	生涯学習課 ☎23-9545
国際交流	モンゴル紹介	生活文化課 ☎23-2295
	中国紹介	
	アメリカ紹介	
文化歴史	美術館講座①鑑賞の楽しみ	美術館 ☎25-1447
	美術館講座②美術品の 展示方法	
	美術館講座③学芸員の仕事	
防災	防災講座	危機管理課 ☎23-2129
消費生活	悪徳商法から財産を守る	生活文化課 ☎23-2121
交通安全	交通安全～命を守る	生活文化課 ☎23-7183
議会	議会のしくみ	議会事務局 ☎23-7869
体験しよう!	防火講話	消防局総務課 ☎22-8882
	応急手当講習	消防局警防課 ☎22-8883
	普通救命講習	
	環境学習会	環境政策課 ☎23-2130
施設見学	リサイクルプラザ・さいせい館	リサイクルプラザ ☎36-3900
	清流館・清浄館	下水道課 ☎23-5921
	清掃工場	清掃工場 ☎23-0277
	一般廃棄物最終処分場	環境施設課 ☎23-3319

ハロー市役所「元気講座」

この講座は、市民の皆さんが主催する学習会などで、メニューの中からリクエストに応じて市職員が市政の話をする講座です。

●対象 原則として市内に在住、在学または勤務する10人以上の団体やグループ

●申込方法 団体・グループの代表者が、実施予定日の1カ月前までに「ハロー市役所元気講座申込書」を各講座の担当課に提出

●会場 受講する団体・グループが準備。会場使用料は、受講者の負担になります。ただし、各地区公民館、コミュニティセンター、

教育集会所は会場使用料無料

●時間 午前9時～午後9時の間で、2時間以内

※担当課の業務などの関係で、希望日時に開講できない場合があります

●講師料 無料。ただし、材料などの準備が必要な場合があります

●その他 市の職員が担当する仕事について話をするもので、苦情や陳情の場ではありません

「ハロー元気講座」も募集中!!

企業や組合の担当者が講師となり、専門的な知識を生かした講座や実習を行う「ハロー元気講座」(無料)も実施しています。

●講座内容 企業の現場を見学できる「施設見学」コース、プロの技術を実際に体験できる「技術・体験」コース、税や保険、財産設計などの詳しい説明を聞くことができる「生活」コースなど、6コース全31講座

※詳しくは、生涯学習課などで配布しているパンフレットをご覧ください

●申込方法 団体・グループの代表者が、実施予定日の1カ月前までに「ハロー元気講座申込書」を生涯学習課へ提出

※この講座は、企業および受講者それぞれの責任においての開催となりますので、保険などへの加入をお勧めします

◎問い合わせ
生涯学習課 ☎23-9545

ご存じですか?

都城市消費生活センター

市では、消費問題の相談窓口として消費生活センターを設置しています。同センターでは多重債務に関する相談や住宅リフォーム工事、点検商法、催眠商法、電話勧誘、内職商法などの悪質な商法による被害や商品事故の苦情、携帯電話による迷惑メールなど、消費生活についての相談に応じ、助言やあっせんを行っています。

被害に遭ってしまったら一人で悩まず、早めに相談しましょう。

◎問い合わせ 都城市消費生活センター ☎23-7154

被害に遭わないために次の6点を普段から心掛けておくことが大切です!

<悪質商法にだまされないための注意点>

- ①うまい話は疑ってかかる
- ②不意の訪問者や電話は警戒する
- ③「話だけでも聞いてやろう」は禁物
- ④いらぬときは、きっぱり断る
- ⑤一人で決めないで、家族や知人に相談する
- ⑥だまされたと思ったら、すぐに相談をする



? どこにあるのですか?
受け付け体制は?

消費生活センターは市役所東館2階の生活文化課内にあり、専門相談員が相談に応じます。面談を基本としています。電話でも受け付けます。相談は無料で、秘密は堅く守られます。

●受付時間 平日の9時～16時
※祝日、年末年始を除く

? 相談するに当たって、あらかじめ準備しておいた方がよいものがありますか

例えば、借金などによる多重債務であれば、契約書や相手会社からののがき、また、商品の契約であれば、契約や支払い内容の分かる書類などを用意しておきましょう。相談がスムーズに運びます。

都城のおとのさま

都城島津家当主の暮らし

時は江戸時代。都城は4万石の城下町でした。その都城を治めていたおとのさまが都城島津氏でした。では、その都城の「おとのさま」はどんな暮らしをしていたの？ 忙しかったの？ 好きなものは？ 分からないことだらけ。

今回は、企画展に先立ちその住まいや仕事、趣味など、おとのさまの暮らしをほんの少し紹介します。



都城島津家の家紋は丸に十文字がくつついていない!?

島津家の家紋は「丸に十文字」が有名ですが、江戸時代の中頃に、鹿児島藩はそれぞれの家の紋を決めました。その中で、都城島津家の家紋は「丸に十文字で、丸と十文字がくつつかない」形に定められました。



意外と忙しいおとのさまの暮らし!?

江戸時代、和歌を作ったりきれいな字を書いたり、弓・鉄砲や戦の陣形などの免許を取ったりとおとのさまはそうした知識を持つことが必要でした。だから、習い事がいっぱいでした。



都城島津家は名字が北郷だったことがある

都城島津家はおよそ650年前に誕生しました。初代資忠すけただは島津宗家4代当主島津忠宗の6男に当たります。初代は「北郷」という名の土地(都城盆地内の北部)を足利尊氏からもらい、移り住んだといわれています。その地名をとって名字を北郷としました。



都城の市街地の原形をつくったのは都城島津家だった!?

現在の市役所の辺りに屋敷を築いた都城島津家は、その北側(今の中央通り)に新たな城下町をつくりました。商人や唐人の区画など、今の街づくりの原形を整備していったようです。



きみもおとのさまになれる?! 陣羽織でとのさま撮影会

陣羽織を着て記念撮影してみませんか？ 気分は4万石のおとのさま。陣羽織を着ていざ出陣!

●日時 8月7日(日)・21日(日)、9月4日(日)・18日(日) 10時～16時

※カメラは各自準備してください

観覧料
大人 210円
高校生・大学生 150円
中学生以下 無料
●問い合わせ 都城島津邸
☎23-2116



始めよう



6月4日は虫歯予防デー！
6月4日から10日は歯の衛生週間です

家族みんなで歯の健康づくり

毎日の食事をおいしく食べられることが健康な生活の基本です。そのためには丈夫な歯でしっかりと噛めることが不可欠です。健康な生活に欠かせない歯を守るためには、乳幼児期から親子で虫歯予防を始めることが大切です。

この機会に、家族で歯の健康について考えてみてはいかがでしょうか。



● 幼児の虫歯の現状

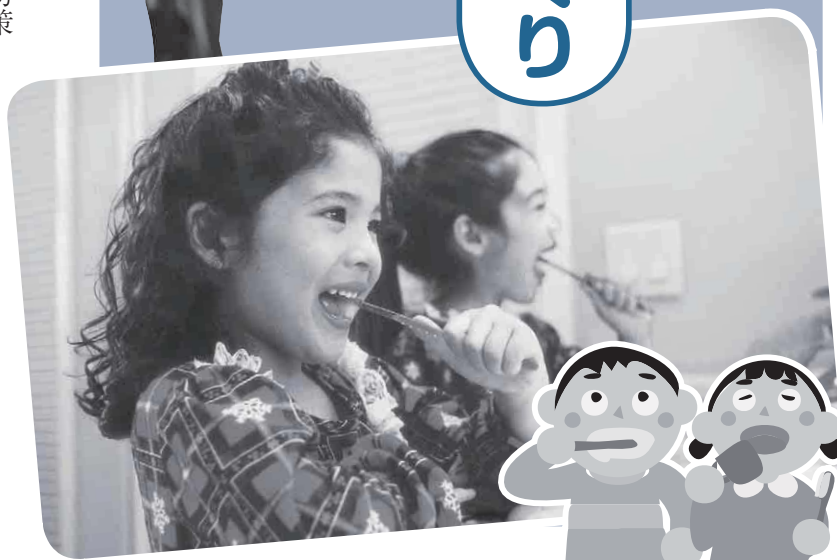
3歳児健診で虫歯が見つかった幼児の割合は年々減少してきています。しかし、平成21年度時点での全国平均が24・6割であるのに対し、宮崎県では34・0割、さらに本市では38・6割となっており、また、幼児一人当たりの虫歯の本数も、全国平均の2倍近くと、いまだに大きな開きがあります。

● 市の取り組み

虫歯のない健康な歯を保つためには、乳幼児期からの虫歯予防が

とても大切です。

市では、乳幼児期の虫歯予防策として、2歳6カ月児歯科健康診査を実施している、歯科医師による歯科健康診査、歯科衛生士による虫歯予防指導、フッ素塗布を受けることが出来ます。また、1歳6カ月児健康診査、3歳児健康診査の時にも、併せて歯科医師による歯科健康診査を実施しています。歯科健診を受けた幼児は虫歯が見つかる割合が少ない傾向にあります。子どもの歯科健診を通して、保護者が子どもの虫歯予防に関心



● 毎日の生活習慣の見直しを

普段の生活で、子どもが虫歯になりやすい習慣が付いていませんか。



おやつとの与え方

「だからだら食べ」はやめて、回数や時間を決めましょう。いつも甘いお菓子を与えるのではなく、乳製品や果物、イモ類などカルシウムや食物繊維を含むものを上手に与えましょう。

歯磨きの習慣づけ

小さな子どもにも毎食後歯磨きをさせるのは難しいことですが、歯磨きは虫歯予防の基本です。歯磨きの時間をしっかりと作り、家族も一緒に歯磨きをする、仕上げ磨きでスキンシップを図るなど、少しでも楽しい時間になるよう工夫してみましょう。

● 虫歯になる前のお口チェック

歯や口の状態は、人それぞれ。生活習慣やライフステージによっても変化します。子どもだけではなく、大人にとっても歯の健康は大切です。家族みんなで定期的に歯科健診を受けて、歯や口の状態をチェックすることをお勧めします。

◎ 問い合わせ

こども課 ☎23-26884

6月23日(木)から29日(水)は
男女共同参画週間です

チャンスを分かち、 未来を拓こう



女性性は人口の半分、労働人口の約4割を占め、職場や地域など多くの場で活躍しています。しかし、日本では、他の先進国と比べると指導的な立場で活躍する女性が少ないのが実情です。

性別を理由に社会参加の機会に格差が生じては、人権が尊重されているといえません。そこで国は、女性の参画機会を積極的に提供する取り組みを「ポジティブ・アクション（積極的改善措置）」と呼び、企業や団体、地域社会などに対し重点的に推進しています。

「どんな取り組みをしているの？」

全ての人の人権が尊重され、自らの意思で社会活動に参加することができ、自分の行動に責任を持つ社会。それが男女共同参画社会です。少子高齢化が進み社会の担い手が少なくなる中、性別に関係なく私たち一人一人の役割はますます重要になってきています。男女共同参画社会の実現には、皆さんの協力と理解が必要不可欠です。まずは、家庭や職場などで身近な問題として、男女共同参画について話し合ってみませんか。

◎問い合わせ 生活文化課 ☎ 23-2121

男女共同参画社会の進展のためには、「女だから」「男だから」といった性別による固定的な役割分担意識の解消が必要です。

男性は外で働き、女性は家庭を守るといった考え方が、女性の社会進出や経済的自立を阻害し、男性の家庭や地域への関わりを妨げているともいわれています。お互いを認め合い協力することでこのような状況は解消し、より良い関係が築かれます。まずは家庭で家族の役割と関わりについて話し合ってみましょう。

「どうすればいいの？」



「家庭から職場から 目指せ！イクメン」

既に育児を楽しみながら子育てに積極的に参加している「イクメン」と呼ばれる男性や、これから育児に関わりたいたいという男性が増えています。しかし、厚生労働省の調べでは、現在、約3割の男性が育児休暇を取得したいと希望している一方で、実際の取得率は1・72割にとどまっています。

厚生労働省では、男性の育児休業取得率を現状の1・72割から、2017年度には10割、さらに2020年度には13割に引き上げることを目標にワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の調和）の実現に取り組んでいます。

この目標を達成するため2009年度には「育児・介護休業法」が改正され、「パパ・ママ育休プラス」などをはじめとする新制度が2010年6月30日に施行されています。

育児では、いろいろな出来事に直面します。時には辛く感じることもありますが、夫婦が問題を共有し互いに協力することで、楽しみに変わります。これから「イクメン」を目指して育児を楽しんでみませんか？



保存版

農業用廃プラスチックの リサイクル収集日程

農業用廃プラスチックは産業廃棄物です。
野焼き・不法投棄は、法律で禁止されています。

ポリフィルムやビニールなどの農業用廃プラスチックを捨てたり燃やしたりすると、土壌や水質、空気の汚染につながります。明日の環境を守るため、捨てたり燃やしたりせずリサイクルを徹底しましょう。

◎問い合わせ

都城市農業用廃プラスチック適正処理対策推進協議会
事務局／農産園芸課内 ☎23-2425



●ポリフィルムなど

収集対象：肥料袋、農薬袋、ベラーラップ、暖房用ダクト、P O系フィルム、谷シート、ポリポット、ポリマルチ、かん水チューブなど			
日	程	収集場所	収集時間
6月	9日(木)・23日(木)	都城北諸地区清掃公社 都北営業所 (家畜市場南側)	14:00~16:00
	14日(木)		
7月	26日(火)	アグリセンター都城 姫城農産センター	9:00~16:00
	27日(水)	アグリセンター都城 高城農産センター	
	28日(木)	アグリセンター都城 山田農産センター	
8月	18日(木)・25日(木)	都城北諸地区清掃公社 都北営業所 (家畜市場南側)	14:00~16:00
9月	8日(木)・22日(木)		
10月	13日(木)・27日(木)		
11月	8日(火)	アグリセンター都城 姫城農産センター	9:00~16:00
	9日(水)	アグリセンター都城 高城農産センター	
	10日(木)	アグリセンター都城 山田農産センター	
	24日(木)		
12月	8日(木)	都城北諸地区清掃公社 都北営業所 (家畜市場南側)	14:00~16:00
1月	12日(木)・26日(木)		
2月	9日(木)・23日(木)		
3月	8日(木)・22日(木)		

費用は1kg当たり22円5銭(デポジット券または現金徴収)

●塩化ビニール

収集対象：ハウスビニールなど（農ビの表示あり）			
日	程	収集場所	収集時間
8月30日(火)・12月13日(火)		アグリセンター都城 姫城農産センター	13:30~16:00
8月31日(水)・12月14日(水)		アグリセンター都城 高城農産センター	
9月1日(木)・12月15日(木)		アグリセンター都城 山田農産センター	

費用は1kg当たり6円30銭(デポジット券または現金徴収)

注意事項

- ①受付開始直後は大変込み合いますので、時間をずらして搬入してください
- ②デポジット券を持っている人は、持参してください
- ③初めて搬入する人は委任状の記入が必要になりますので、印鑑を持参ください
- ④よく乾燥させ、同種の資材で10kg程度に束ねて搬入してください
- ⑤黒色のサイロビニール、ブルーシート、セルトレイ、育苗箱、止水シート、農薬ビン、ハウスバンドなどは収集できませんので、産業廃棄物処分場で適正に処理してください
- ⑥収穫作業後に長期間農地に放置しないように適正な管理をお願いします